

奈良県障害者総合支援センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月十五日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第二号

奈良県障害者総合支援センター管理規則の一部を改正する規則

奈良県障害者総合支援センター管理規則（昭和六十三年三月奈良県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表条例第二条第二号に規定する事業の項中「六十名」を「四十名」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。